

戸建分譲住宅 アフターサービス規準

平成 年 月 日

買主 _____ 様

売主 所在 横浜市中区住吉町 2-21-1
 商号又は名称 リンクス株式会社
 代表者の氏名 羽田 俊彦 印

アフターサービス受付窓口	TEL 045-641-7526
--------------	------------------

アフターサービスの適用事項は戸建住宅全般に共通するように作成してありますので、お客様の購入される住宅に該当しない事項が記載されている場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

(1) 構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分のアフターサービス

部位・設備		現象例	期間(年)	備考
構造体	屋根・外壁・内部耐力壁・柱はり・床・基礎	構造強度に影響を及ぼす著しい変形・亀裂・破損	10	材質的な収縮に起因し構造耐力上特に支障のないものは除く
防水	屋根 外壁	雨漏り・雨漏りによる室内 仕上面の汚損	10	

(2) 仕上・下地、設備・機器、その他のアフターサービス

部位・設備		現象例	期間(年)	備考	
構造体以外の仕上及び下地等	屋根・庇	破損・ずれ・脱落・めくれ	2	屋根葺材・水切り・雨押え等	
	軒裏	破損・錆	2		
	雨どい	変形・破損・排水不良・取付不良	2	枯葉等の異物のつまりによるものは除く	
	天井	変形・破損	2		
	壁	外壁	亀裂・破損	2	機能上影響のない幅3mm以下の亀裂等を除く
		内部壁	変形・破損	2	
	床	構造体以外のコンクリート部分	亀裂・破損・排水不良	2	玄関土間・ポーチ・テラス・アプローチ・カーポート
		室内床・階段	変形・破損・きしみ	2	仕上表面、畳表等の傷及び日焼けは引渡確認時のみとします。
	基礎		モルタル等仕上材の著しい亀裂・剥離、床下換気口の脱落・破損	2	
	建具	外部建具・金物	変形・破損・作動不良・取付不良・施錠不能	2	玄関扉・勝手口扉・窓・雨戸・網戸・窓枠まわり・戸袋 但し、ガラス・網の破損は、引渡確認時のみ
内部建具・金物		変形・破損・作動不良・取付不良	2	内部扉・襖・障子	
造作・雑工事	外部	変形・破損・取付不良	2	ウッドデッキ・手すり・バルコニー等	
	内部	変形・破損・取付不良	2	鴨居・敷居 ・造作戸棚・造付家具・下駄箱等	

部位・設備		現象例	期間(年)	備考	
塗装	金属部	塗装・吹付仕上面のはがれ	1.5		
	木部		1		
防蟻		白蟻損傷	5	防蟻処理を行った部分のみ	
設備・機器	電気設備	配線	破損・結線不良	2	
		分電盤・スイッチ・コンセント	作動不良・取付不良	2	
		照明器具・インターホン・プザー・非常警報機	取付不良 作動不良	2 1	電球、電池等消耗部分は除く 但し、メーカーの保証が1年を超えるものはその期間
	設備給排水	給水管	水漏れ・破損・接続不良	2	パッキン等の消耗品は除く
		配水管・トラップ	水漏れ・破損・排水不良	2	
		給水栓	作動不良・取付不良	2	
	設備給排気	煙突	変形・取付不良	2	但し、メーカーの保証が1年を超えるものはその期間
		換気扇・換気口・レンジフード	取付不良 作動不良	2 1	
	設備ガス・石油	配管	破損・接続不良	2	ゴム管の破損を除く
		栓	破損・接続不良・取付不良	2	
機器		取付不良 作動不良	2 1	バランス釜・給湯器・TES等 但し、メーカーの保証が1年を超えるものはその期間	
厨房設備		水漏れ・取付不良 作動不良	2 1	流し・オープン、レンジ・吊戸棚・水切棚 但し、メーカーの保証が1年を超えるものはその期間	
衛生設備		水漏れ・排水不良・破損・作動不良・取付不良	2	洗面機器・便器・タンク・浄化槽	
浴室設備		排水不良・破損・作動不良・取付不良	2		
暖冷房設備	配管	水漏れ・排水不良	2		
	機器	取付不良 作動不良	2 1	但し、メーカーの保証が1年を超えるものはその期間	
外構・土地・植栽	門扉・塀(フェンスを含む)		破損・作動不良・取付不良	2	
	盛土・埋戻し・整地		陥没・隆起・地下湧水	2	
	石積・擁壁		崩壊・亀裂	2	
	芝・植栽		枯れ	1	使用者の管理不十分なものを除く、また、張替え、植え替えは1回のみ保証

<アフターサービス規準運用上の留意事項>

- 本アフターサービス規準の始期(起算日)については、次に定める通りとします。
 - 「構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分」並びに「防蟻」については、建設会社から分譲会社(売主)に引渡された日
 - 上記以外は、当該物件の引渡し日
- 本アフターサービス規準は、次の場合を適用除外とします。
 - 異常気象等の天災地変及び地盤の変動、地滑り、がけ崩れ等予期できない自然現象による場合
 - 管理不十分、使用上の不注意、重量物の使用による場合
 - 増改築により、形状変更等が行われた場合
 - 第三者の故意または過失に起因する場合
- 具体的認定及び補修方法等

不具合が本アフターサービス規準に該当するか否かの具体的認定及び補修方法は、売主(および施工会社)が現地調査(目視を基本とする比較的簡易な調査)により、専門的・経験的見地から総合的に判断、決定し、実施するものです。
- 汚水処理場、集会室等の共用施設がある場合は、その対象施設によってアフターサービス期間を別途定めます。